

1. 介護保険制度に関わる法令等において、新型コロナウイルス対策として介護報酬を算定することは認められるのか。その根拠を提示いただきたい。

- 第12報による特例は、通所サービス事業所等における感染症対策で要する時間を評価するため、あくまで臨時的な措置として、一定のルールの下、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分の2区分上位の報酬区分を算定する等の取扱いを可能とすることを、事務連絡により示したものであり、現行の介護保険法及び介護報酬を定める告示の解釈・運用として、今回の事態の下での臨時的な取扱いを示したものです。

2. 第12報における取扱いを適用することへの同意を得られない場合、同意をした者との間に不公平が生じている。また、区分支給限度額を超える利用者については、自己負担が著しく増加するために、同意取得を行わない事例も散見され、同様に同意した者との間に不公平が生じている。これらについて、どのように考えているのか。

- 第12報による特例は、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から、本来であれば、全ての利用者への適用をしていただくべきものと考えます。しかしながら、他のサービス利用状況によっては区分支給限度額を超える可能性があることや、利用料金の増も生ずることから、利用者へ説明を行い、同意を得られた場合に特例を適用できることとしています。

3. 第12報に基づく給付費請求額については、どの程度と見込んでいたのか。(月当たり)

- 第12報による特例を適用した場合、どの程度自己負担額が増加するかは、利用者の要介護度・利用回数・報酬区分・自己負担割合により異なるため、一概にはお答えしかねます。

4. 第12報における取扱いを撤回し、公費による保障を行うことは法的には可能であると思われるがいかがか。その際、どの程度の財源が必要となるのか。

- 第12報の特例について、利用者負担を求めずに実施すべき等のご意見もいただいているところではありますが、そもそも感染症対策を徹底することは、利用者の安全や健康を守るためであり、利用者にとってもメリットがあるものであることから、通常の介護報酬と同様に、利用者にもご負担いただくことは必要と考えます。
- 今般の特例措置の適用にあたっては、利用者やケアマネジャーの方々にご理解いただけるよう、必要な周知に努めてまいりたいと考えております。